

中央区保健医療福祉計画2020 進捗状況評価シート【令和2年度】

進捗状況の目安 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない D：順調でない

基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり

施策の方向性(1)包括的相談支援体制の構築

| 取組・事業 | 主な取組内容・実績 | 進捗状況 | 課題 | 今後の取組・改善事項 | 保健医療福祉計画推進委員会の意見 |
|--|--|------|--|---|------------------|
| ①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 ②相談支援包括化のための多機関連携強化 ③包括的・継続的マネジメント支援の推進 ④ソーシャルワーク機能の向上 ⑤アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実 | <p>○8050問題やダブルケア、ひきこもりや障害のある子と要介護の親の世帯など、複雑化・複合化した課題を的確に捉え適切な支援につなげる包括的支援体制の構築に向けた多機関連携強化の取組として、福祉保健部各課に相談支援包括化推進員を13名配置した。10月から月1回程度相談支援包括化推進連絡会議を開催し、ネットワークの構築や個別事例検討等を行った。</p> <p>○ソーシャルワーク機能の向上研修として、区職員及び相談支援機関職員を対象とした「地域福祉講演会」を開催し、計画の理念や地域共生社会の考え方、区の課題等について共有を図るとともに、相談・支援に携わる職員等を対象として複合的な課題への対応力を強化するための専門研修を実施した。</p> <p>○生活支援コーディネーターを1名増員し、地域福祉コーディネーターと連携して複合的な課題を抱える世帯や「制度の狭間」にある世帯等に対する支援を充実した。</p> | B | <p>○社会福祉法改正により新たに重層的支援体制整備事業が創設され、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施が必須とされた。重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討が必要である。</p> <p>○「地域福祉講演会」では福祉保健分野以外の職員の参加を促し積極的な参加があったが、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れ、計画の理念や地域共生社会の考え方について、全庁的な理解促進に向けたさらなる周知・調整が必要である。</p> <p>○ソーシャルワーク機能向上研修では、講演形式の研修のほかに、ケーススタディなどの実践的な研修もあわせて実施することが望ましい。</p> <p>○複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の課題を抱えた区民への支援が求められる中、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの役割はますます重要なものとなっており、相談を包括的に受け止める場の整備や多機関連携強化の取組等とあわせ、体制を強化する必要がある。</p> | <p>○令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、令和5年度の移行を目指し、庁内調整・検討を進めていく。</p> <p>○相談支援包括化推進員の配置について福祉保健部以外の分野への拡大を図るとともに、相談を包括的に受け止める場について、自立相談支援機関やおとしより相談センター（地域包括支援センター）、地域福祉コーディネーター等既存の相談支援機関との連携や機能拡充を含め、庁内及び関係機関との調整を図りながら具体的な協議を進めていく。</p> <p>○令和2年度に実施した専門研修を引き続き実施するとともに、分野横断的な知識やアセスメント力の向上のため、各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修を実施する。</p> <p>○高齢者とその家族への支援など、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して複雑化・複合化した課題を抱えた世帯へのアウトリーチによる支援を行うとともに、ケース数の増加などのニーズに合わせ、地域福祉コーディネーターの配置拡大を検討する。</p> | |

施策の方向性(2)健康づくりの推進

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ③ライフステージに応じた食育の推進 ④歯と口の健康づくりの推進 ⑤こころの健康づくりの推進 | <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止による高齢者通いの場の中止等により粹トレの普及は思うようにできなかったが、自宅で粹トレに取り組んでもらう「自宅で粹トレ！」事業を行い、普及に努めたところ、100名募集のところ135名が参加した。</p> <p>○食育講習会等で料理の実演動画を使用したところ、参加者から理解度が向上したとの高評価を得られた。</p> <p>○「中央区自殺対策計画」に基づき、精神保健相談やゲートキーパー養成講座の実施を継続し、自殺予防対策の取組を進めた。</p> | B | <p>○高齢者通いの場の担い手の発掘ができておらず、新規登録団体の拡大が進んでいない。</p> <p>○自殺者数は前年に比べ減少したが、緊急事態宣言中は一時的に自殺者数が減少するものの、解除後はその反動により増加する傾向があり、コロナの長期化で自殺者が増加することが懸念される。</p> | <p>○生活支援コーディネーターと連携して地域の人材を発掘するとともに、元気応援サポーター育成講座受講生等に高齢者通いの場の立ち上げを促していく。</p> <p>○自殺リスクを抱えた区民を早期に発見し、専門の相談員へ適切につなぐため、区民・在勤者や区民と直接関わる機会の多い職員向けにゲートキーパー養成講座を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、計画的にゲートキーパーを養成していく。</p> | |
|---|---|---|---|--|--|

施策の方向性(3)在宅療養支援の推進

| 取組・事業 | 取組内容・実績 | 進捗状況 | 課題 | 今後の取組・改善事項 | 保健医療福祉計画推進委員会の意見 |
|---|---|------|--|--|------------------|
| ①在宅医療・介護連携の推進 ②在宅療養生活を支えるサービスの充実 ③認知症施策の推進 ④医療的ケア児者の支援 ⑤難病・がん患者の支援 ⑥在宅療養の普及・啓発 | ○在宅医療を受け持つ医師や訪問看護師等とケアマネジャーや介護サービス従事者との交流の場として、在宅療養支援研修を区全域を対象に年1回、日常生活圏域を対象におとしより相談センターが中心となり年5回開催した。 ○子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターが中心となり、対象児童の出生や転出入等の情報を、支援を行う部署間で共有できる仕組みづくりを推進した。 ○令和2年6月から、外見の変化を伴うがん治療中の方の就労などの社会参加を応援するため、ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成する事業を開始した。 | B | ○医療機関と介護サービス事業所がお互いの顔の見える関係づくりができる場として交流会の内容等の工夫を図ることにより、さらに医療と介護の連携をスムーズにしていく必要がある。 ○歩ける医ケア児など、医療的ケア児の通園・通学に向けた医療・保健・保育・教育との連携や支援体制づくりをより一層進めていく必要がある。 | ○今後も少人数での交流の場を増やし事例検討などを行うことで、在宅療養を支える医療と介護の連携を進めていく。 ○子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターをより一層活用し、関係機関や計画相談支援事業所等と連携を図るなど、成長や発達に合わせた切れ目ない支援につなげる仕組みづくりを推進する。 ○がん患者のウィッグ・胸部補整具購入費助成事業を広く周知していく。 | |

施策の方向性(4)生活支援サービスの充実

| | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|
| ①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備 ②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援 ③多様な主体による生活支援サービスの充実 ④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化 ⑤地域ケア会議の活用 | ○地域における高齢者の生活支援や介護予防の仕組みを構築するための生活支援コーディネーターを1名増員し、日常生活圏域（京橋・日本橋・月島）全てに配置、各地域で「支えあいのまちづくり協議体」を開催した。 ○地域福祉コーディネーターが勝どきダイアログ（月島地域）を拠点とした地域活動の支援を行い、3団体が新規に活動を立ち上げた。また「ふれあい福祉委員会」の支援に地域福祉コーディネーターが関わることで、地域に出向いて情報共有を図りながら地域課題や困りごとを抱えた区民の発見につながる関係性の構築を図った。 ○社会福祉法人との連携強化に向け、区内社会福祉法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会に区の職員が参加し、情報共有及びニーズの把握に努めた。 ○高齢者暮らしの困りごとサポートでは、高齢者人口の増加に伴い、簡易な作業に対する支援を必要とするひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が増加しているため、サービス依頼件数が増加している。 | B | ○「支えあいのまちづくり協議体」における区民が参加する支えあいの仕組みづくりに向けた人材の発掘等が難しい。 ○月島地域以外の地域において地域活動拠点の整備が必要である。 ○地域福祉コーディネーターによる地域支援回数は増加したものの地域活動団体の相互交流やネットワーク化に向けた取組が進んでいない。 ○高齢者暮らしの困りごとサポートの利用者が固定化してきており、新規利用者拡大のためにサービスを幅広く周知するとともに、利用しやすい工夫を行う必要がある。 | ○「支えあいのまちづくり協議体」において、各地域のニーズ・課題の把握や地域の特性をいかした資源開発、担い手の発掘等を行い、課題解決につながる支えあいの仕組みづくりの構築に向け協議していく。 ○日本橋地域に新たな拠点を設け、地域の居場所として活用するとともに、地域福祉コーディネーターが地域課題の解決に向けた住民の主体的な活動を支援する。 ○地域福祉コーディネーターによる地域活動団体への支援を実施するとともに、地域活動団体の交流会を実施するなどネットワーク化の推進に取り組む。 ○法人連絡会等の機会を活用して引き続き社会福祉法人との情報共有等を図るとともに、必要に応じて新たなサービスの創出に向けた協議を行っていく。 ○暮らしの困りごとサポートについて、高齢者クラブや高齢者通いの場等、高齢者が集う様々な機会を捉えて周知を行う。 | |
|---|---|---|--|--|--|

施策の方向性(5)多様な住まい方の支援

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| ①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進 ②区民住宅の管理の適正化 ③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援 ④住み替え支援 ⑤生活困窮者の住まいの確保支援 ⑥グループホーム等の整備 | ○生活困窮者自立支援法に基づく必須事業である住居確保給付金は、令和2年4月の制度改正により、コロナ禍による休業等で経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている者まで対象者を拡大したことから受給者が急増した。自立相談支援機関の人員体制を強化し、対応を行った。 ○桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に認知症高齢者グループホーム（定員18名）を整備し、令和3年3月に開設した。 ○令和3年3月に策定した「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、障害の重度化や高齢化にも対応したグループホーム整備の検討を位置付けた。 | B | ○住居確保給付金の長期受給者の生活再建や求職活動にあたり支援プランに沿った支援を行うべきところ、感染症対策の必要性もあり、従来の伴走型支援が困難な状況となっている。 ○中央区「高齢者の生活実態調査」（令和元年度実施）では、介護が必要になっても自宅で暮らしたいと考える高齢者が多数いる一方で、介護施設への入所を希望する高齢者も一定の割合を占めている。今後も地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めていく必要がある。 | ○生活困窮者自立支援法の各事業の利用者数は、一概に増加することが望ましいものではないが、支援が必要な方の利用につながるよう、自立相談支援機関としての体制を強化し、相談窓口の周知や関係機関との連携を図っていく。 ○在宅生活が困難となった一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットとして、認知症高齢者グループホームの確保に向け、中長期的な視点に立って整備を推進していく。具体的には、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用し供給を誘導していく。 | |
|--|--|---|---|--|--|